

# ステップアップ 畜産！

西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）  
〒370-0074 高崎市下小島町 233  
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

～記事～

- ★国内および海外における高病原性鳥インフルエンザ発生状況
- ★野生鳥獣や哺乳類における高病原性鳥インフルエンザ発生状況
- ★春肥の時期到来、堆肥の流通促進を！
- ★定期報告書の提出をお願いします！

～添付資料～

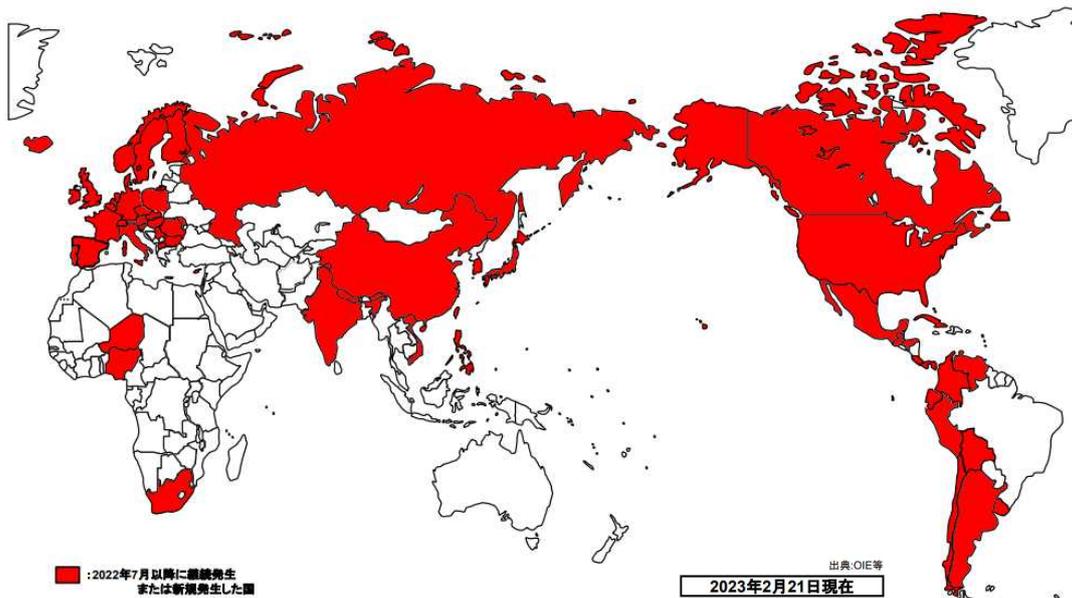
- ★農作業中の事故を防ぎましょう！！－畜産における「激突され」編－

## ★国内および海外における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

3月7日現在、国内の家畜では25道県78事例発生し、約1570万羽が殺処分の対象となっています。今シーズンは、これまでに発生がなかった群馬県山形県、福島県、鳥取県、長崎県及び沖縄県でも発生しており、全国的に発生リスクが高くなっています。

海外においても感染が急速に拡大しています。南米では今シーズンの感染拡大において、発生が初めて確認された国の数は10となり（2月20日現在）、チリでは20年ぶりに発生が確認されました。日本の鶏肉輸入元第1位、鶏肉消費量世界第1位であるブラジルでの発生は確認されていませんが、発生が確認された場合は、世界の流通に大きな影響を与えると思われます。

高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2022年7月以降)



※本図は発生の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない  
※白色の国、地域であっても継続発生で報告されていない可能性もある。



【農水省 HP 鳥インフルエンザに関する情報】  
国内及び世界の発生状況が掲載されています。

## ★野生鳥獣や哺乳類における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

国内の野鳥においては、今シーズンは渡りの初期、9月に神奈川県の高尾山で確認していることから、シーズンをとおして国内に持ち込まれるウイルス量は例年を上回ると考えられていました。その結果、3月7日現在、27道県202事例の発生が確認されており、全国的にウイルスが広く浸潤していることがうかがえます。飛来した渡り鳥が国内で移動するとウイルスが運ばれ続けるほか、カラスなどの留鳥間での感染が広がり、ウイルスが維持される状況が続くと懸念されます。

また、国内で高病原性鳥インフルエンザに感染したキツネやタヌキが確認されており、衰弱した感染野鳥を捕食し感染したと推測されています。野生の捕食動物（キツネ、アライグマ、イタチ、ネコなど）がウイルスを保有し、農場へ持ち込む危険性が高まっていると考えられますので、これまで以上に、鶏舎への野生動物侵入防止対策を徹底してください。

## ★春肥の時期到来、堆肥の流通促進を！

肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料低減の取組を行う耕種農家に対して、肥料コストを支援する事業が実施されています。耕種農家が令和4年6月～令和5年5月に購入した堆肥が助成の対象となっていますので、この春肥の時期は堆肥販売のチャンスです。腐熟した品質の良い堆肥を生産し、堆肥の販売促進を行いましょう。

なお、この堆肥の販売には「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、登録または届出された肥料が対象となります。届出については、市町村（農政担当課）や県の西部農業事務所農業振興課（027-322-0539）にお問い合わせ下さい。



## ★定期報告書の提出をお願いします！

全ての家畜の所有者は、頭羽数及び目的にかかわらず報告の義務があります。未提出の方は期限内の報告をお願いいたします。

**提出期限 令和5年3月17日**



西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233  
TEL 027-362-2261 緊急時には24時間対応します  
FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。